

2019

西いぶり広域連合議会会議録

第2回定例会

令和元年9月2日開会

令和元年9月2日閉会

西いぶり広域連合議会

令和元年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
9. 2	月	本会議	14:00~15:46	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、議案の議決、一般質問、閉会

令和元年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和元年9月2日（月）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会 付託年月日	議 決 結 果	
				原 案 可 決	議 決 年 月 日
議案第 1 号	令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）	1. 9. 2		原 案 可 決	
					1. 9. 2
議案第 2 号	西いぶり広域連合げんき館ペトトル条例中一部改正の件	1. 9. 2		原 案 可 決	
					1. 9. 2
議案第 3 号	財産取得の件（戸籍・附票管理システム）	1. 9. 2		原 案 可 決	
					1. 9. 2
認定第 1 号	平成30年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算	1. 9. 2		認 定	
					1. 9. 2
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定	
					1. 9. 2

目 次

第1号（令和元年9月2日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	2
○佐賀議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（森 太郎議員、真鍋 盛男議員）	2
日程第2 会期の決定（9月2日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第3号、認定第1号（議案説明）	2
○小泉事務管理者	2
○砂田 尚子議員	4
○佐久間共同電算室主幹	4
○砂田 尚子議員	4
○佐久間共同電算室主幹	5
○砂田 尚子議員	5
○小久保 重孝議員	5
○佐久間共同電算室主幹	6
○小久保 重孝議員	6
○佐久間共同電算室主幹	6
○小久保 重孝議員	6
○佐久間共同電算室主幹	7
○小久保 重孝議員	7
○佐藤事務局長	7
○小久保 重孝議員	8
○佐藤事務局長	8
○小久保 重孝議員	8
○佐藤事務局長	8
日程第4 一般質問	9
○砂田 尚子議員	9
○佐藤事務局長	10
○青山広域連合長	12
○砂田 尚子議員	13
○佐藤事務局長	13

○砂田 尚子議員	1 3
○佐藤事務局長	1 3
○砂田 尚子議員	1 3
○佐藤事務局長	1 3
○砂田 尚子議員	1 4
○佐藤事務局長	1 4
○砂田 尚子議員	1 4
○佐藤事務局長	1 4
○砂田 尚子議員	1 4
○佐藤事務局長	1 5
○砂田 尚子議員	1 5
○佐藤事務局長	1 5
○砂田 尚子議員	1 5
○佐藤事務局長	1 5
○砂田 尚子議員	1 6
○佐藤事務局長	1 6
○砂田 尚子議員	1 6
○佐藤事務局長	1 6
○砂田 尚子議員	1 6
○小泉事務管理者	1 7
○砂田 尚子議員	1 7
○佐藤事務局長	1 7
○砂田 尚子議員	1 7
○小久保 重孝議員	1 7
○青山広域連合長	1 8
○佐藤事務局長	1 8
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	2 0
○小久保 重孝議員	2 0
○青山広域連合長	2 0
○小久保 重孝議員	2 0
○青山広域連合長	2 1
○小久保 重孝議員	2 2
○佐藤事務局長	2 2
○小久保 重孝議員	2 2
○佐藤事務局長	2 3

○小久保 重孝議員	2 3
○佐藤事務局長	2 3
○小久保 重孝議員	2 3
○佐藤事務局長	2 4
○小久保 重孝議員	2 4
○佐藤事務局長	2 4
○小久保 重孝議員	2 5
○佐藤事務局長	2 5
閉会宣告	2 5

令和元年9月2日（月曜日）

第 1 号

令和元年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和元年9月2日(月曜日)

午後 2時00分 開会

午後 3時46分 閉会

○議事日程

13番 阿部正明

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号～議案第3号、認定第1号
日程第4 一般質問

○説明員

広域連合長 青山剛
副広域連合長 菊谷秀吉
副広域連合長 村井洋一
副広域連合長 田鍋敏也
副広域連合長 真屋敏春
事務管理者 小泉賢一
代表監査委員 松岡喜代孝
事務局長 佐藤学
総務課長 田所和久
総務課主幹 藤谷大生
総務課主幹 稲場英憲
総務課主幹 工藤隆司
共同電算室主幹 佐久間樹

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4

○出席議員(15名)

議長 15番 小田中 稔
副議長 14番 小久保 重孝
1番 板垣 正人
2番 五十嵐 篤雄
3番 森 太郎
4番 真鍋 盛男
5番 山田 秀人
6番 大高 一敏
7番 我妻 静夫
8番 砂田 尚子
9番 羽立 秀光
10番 杉尾 直樹
11番 小栗 義朗
12番 阿戸 孝之

○事務局出席職員

事務局長 佐賀孝志
議事課長 岩間光城
議事係長 山下盛弘
書記 佐藤俊文
書記 金沢恒輝

午後 2時00分 開会

○議長(小田中 稔) ただいまから、令和元年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

佐賀事務局長

○議会事務局長(佐賀 孝志) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案にかかわるもの4件でございます。

次に、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、広域連合長並びに監査委員からお手元に配付のとおりそれぞれ報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

1 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、広域連合長から報告のあった事件
平成30年度繰越明許費繰越の報告について

(1) 一般会計

2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について

(一般会計 平成31年3月分～令和元年6月分)

上記のとおり報告します。

令和元年9月2日

西いぶり広域連合議会
議長 小田中 稔

○議長(小田中 稔) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、森 太郎議員並びに真鍋 盛男議員を指名いたします。

○議長(小田中 稔) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日とすることに異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長(小田中 稔) 次は、日程第3 議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)外3件を一括議題といたします。

議案第1号 令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 西いぶり広域連合げんき館ペトル条例中一部改正の件

議案第3号 財産取得の件(戸籍・附票管理システム)

認定第1号 平成30年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

○議長(小田中 稔) 提出者の説明を求めます。

小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) ただいま議題となりました各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)でございます。

このたびの補正は会計年度任用職員制度の導入及び印鑑登録証明書の記載事項変更への対応のほか、登別市における簡易水道料金改定に対応するため、システム改修にかかわる所要経費を措置するものでございます。第1条では、歳入歳出それぞれ1,425万4,000円を追加し、予算総額を21億546万6,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2ページ下段の歳出をごらんいただきたいと存じます。

第3款情報処理費において、共同電算システ

ム運用経費として令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に対応するための人事給与システム改修及び印鑑登録証明書に旧氏を記載するための印鑑登録システム改修のほか、登別市の簡易水道料金改定に対応するための上下水道料金システム改修にかかわる委託料について1,425万4,000円を計上してございます。

次に、同じく2ページ中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算にかかわる構成市町からの負担金を追加してございます。

次に、議案第2号西いぶり広域連合げんき館ペトトル条例中一部改正の件でございます。

本件は消費税率の引き上げに伴い、げんき館ペトトルの利用料金の改定を行うとともに専用利用の区分を整備するなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては令和2年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

次に、議案第3号財産取得の件(戸籍・附票管理システム)でございます。

本件は共同電算にかかわる戸籍・附票管理システム一式を取得するものでございます。取得物件の内訳でございますが、議案第3号参考でございますように、戸籍・附票管理システム一式となっております。取得価格につきましては7,509万5,350円に令和2年度～5年度、4年間の元金均等年2回払い分の年利0.1%の利子を加えた額となっております。なお、契約の相手先でございます北海道市町村備荒資金組合から令和2年1月末に譲渡の予定でございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第1号平成30年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

平成30年度の前算は廃棄物中間処理施設の運転保守管理業務委託と効率的な行政運営を目指した共同電算事業を柱に、内部経費の節減に努める中で関係市町からの負担金により編成をいたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、廃棄物中間処理施設運営会社への特例委託費の支出などもありましたが、計画いたしました事業につきまして予算計上の目的に沿い、執行いたしましたところでございます。この結果、18ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと存じます。歳入総額21億9,924万3,000円に対し、歳出総額は21億9,300万1,000円となり、実質収支額は624万2,000円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では情報処理費、ごみ処理費で不用額が生じたことなどにより5,936万2,000円の減、第2款使用料及び手数料では事業系ごみ量が見込みを下回ったことなどにより875万2,000円の減、第3款国庫支出金では新中間処理施設整備事業の進捗により、循環型社会形成推進交付金が222万6,000円の減、第4款財産収入ではアルミ缶回収量が見込みを下回ったことなどにより194万1,000円の減、第6款諸収入では容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより301万1,000円の増、第7款道支出金では各種医療助成システム改修に対する北海道医療給付事業補助金が交付されたことにより60万1,000円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明を申し上げます。

第1款議会費では臨時会開催数の減などにより53万9,000円の不用額、第2款総務費で

は需用費など内部経費の節減により18万2,000円の不用額、第3款情報処理費では共同電算にかかわるコンビニ交付システムの導入手法の変更などにより3,408万6,000円の不用額、第4款ごみ処理費ではメルトタワーの資源化物売却収入が見込みを上回ったことなどによる運営会社への特例委託費の減のほか、新中間処理施設整備事業にかかわる生活環境影響調査の進捗が予定を下回ったことなどにより2,133万5,000円の不用額、第5款土木費では中間処理施設からの余熱供給分電気料の減などにより30万8,000円の不用額、第8款職員費では派遣職員の新陳代謝などにより283万3,000円の不用額が生じてございます。

以上が平成30年度一般会計決算の概要でございます。

なお、19ページ～22ページは財産に関する調書、23ページからは平成30年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(小田中 稔) 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 私のほうからは、議案第1号補正予算の歳出の情報処理費についてお伺いをしたいと思います。

このたびの定例会では、地方公務員法及び自

治法の一部改正に対応するとして、人事給与システム改修として583万円を計上されているところでございます。具体的には会計年度任用職員により、これまで非正規雇用の職員に支払われておりました賃金が人件費に移行することに伴う措置というふうにも伺っておりますが、電算システムを利用する市町では、このたびの改正によりまして、予算の歳出の節の7番目の賃金という項目が不要になるとして、8節以降の節につきましてはその番号を繰り上げることとなりました。

しかしながら、財務会計システム上、そう簡単にはいかず、非常に難しい課題があり、今後は予算書を作成する際に大きな影響が予想されているところでもございます。節が不要になるという、これまで遭遇したことのない事業などだけに、共同電算事業として財務会計システムを提供する西いぶり広域連合として、どのような対応をとることになるのか御見解をお伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 答弁を求めます。

佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) 第7節がなくなる件での財務会計システムへの影響を含めてですけれども、御指摘のとおり、7節がなくなりまして8節以降が繰り上がる、財務会計システムにとっては非常に大きな問題となっております。現在、システムの開発事業者のほうと協議を進めているところでございまして、運用でカバーするという案やシステムを改修するという案などが提示されているところでございますが、いずれの案も職員の手間、またコストや期間の問題等もありますことから、各市町とも協議しながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 令和2年度の予算に向

け、各市町と協議して確実な対応を図りたいとのことでしたけれども、そもそもこの地方財務の歳出科目の28節のうち、7節賃金が廃止されることは本年3月29日の官報発布だと伺っております。この間、官報発布から施行まで1年あったわけでありましたが、いち早く本年4月ごろからこういったことに着手していれば、次年度の予算編成が始まる秋から冬にかけてはセットアップした状態で稼働できたのではないかなと思うところでもございます。

しかしながら、今回の事案は富士通総研の執行役員の石塚さんという方が、実は全く単純なお話ではなく、その影響が非常に大きいと、ある雑誌において警鐘を鳴らしたことによりまして、全国的に周知され、その対応に取り組み始めたところだと思います。つまり、官報が出た時点では誰も予測しなかった事案で非常にレアなケースでございます。

今回の対応として、先ほどの御答弁では来年度予算に向け、運用でカバーしていくのか、システム改修するのか、現時点では協議中とのことでしたが、仮にシステム改修となりますと全国で短期間での一斉改修となりますと、システムの製造元における要員の確保が非常に難しくなり、順番待ちの状態ともなり、来年度予算編成において、非常に大きな影響が出るのではと懸念いたしますが、その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○議長(小田中 稔) 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) 来年度予算編成に向けての影響ということでございます。

節の廃止による影響としましては予算書、決算書などの出力されるものもでございますが、財務会計システムの機能であります旅費の管理、契約の管理等では旅費は9番、工事請負費は15番などと、節の番号をコードとしてシステム内部で利用しているということも考えられます。また、公会計システムなど、ほかのシステムへ

のデータ連携においても節の番号の扱いが問題となる可能性があるなど、節の番号をコードとして使用している箇所はシステム上、多岐にわたっていると想定されてございます。財務会計システムの改修規模は大きく時間も要すると見込んでございまして、そのため各市町の業務に支障が出ないよう段階的な対応も必要と考えてございます。

例えば、来年度、令和2年度の予算入力段階では現状の28節での運用、予算書については27節での出力が可能となるよう改修を先行させまして、4月からの執行においては当面28節運用として、令和3年度の予算入力前までに全て27節運用が可能となるよう対応するということが選択肢ではないかと考えてございます。いずれにしても、各市町への影響ができるだけ小さくなるよう対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) わかりました。ぜひ影響が出ないよう、構成市町としっかりと御相談しながら対応していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) ほかに質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 私からはシステム改修、毎度質疑させていただいておりますが、今回1,425万4,000円ということでございますが、毎度その根拠についてどう捉えたらいいのかという点がなかなか御説明を聞いても難しいところもあって、改めて根拠についてお聞かせいただきたいことと、当然として各町、私のところでは伊達市の情報担当者がこのことについて当然承知をしている中で、事が進んでいるというふうに理解をしているのですが、実

際その情報共有はどのように行っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐久間共同電算室主幹
○共同電算室主幹(佐久間 樹) システム改修費の根拠でございます。

システム改修にかかる経費といいますのが、1日8時間とした人日、月20日とした人月という単位で作業量を積算してございます。作業単位当たりの単価を掛け合わせたものが改修経費ということになってございます。改修経費が適正であるかどうかについてということにつきましては、設計ですとか製造テストなどの各工程での作業量、これ人日、人月になりますけれども、これが適正であるかを確認してございます。必要に応じまして設計の考え方ですとか規模、また共同化による影響の部分、また制度改正に伴うリスク分などについて事業者からのヒアリングを行ってございまして、今回改修経費につきましても同様の精査をして適正と判断したところでございます。

2つ目の各町との情報共有ということでございます。

システム改修についての各町との情報共有の方法については、定例的なものとしましては、毎月開催してございます電算担当者による会議の中で行ってございます。また、随時必要に応じましてメール等により情報の共有化を図るなどしてございます。システムの改修の内容ですとか対応の時期、また改修経費の見積額、予算化のタイミング、さらに各町での条例改正などの対応が必要となる事項などについても情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) これも毎度聞いて、今もお話をいただいているわけですがけれども、いわゆる建設とは違って、単価が公に定められているというものではないから、お話のあった

ように人工の中で事業者ヒアリングで、ある面で言い値と言ったら失礼かもしれませんが、比較がない中でこういうものが数字の中で決定されていくのかなというふうにちょっと理解をしているところです。

ただ、それが少なくとも各町の担当者に伝わってればいいのですが、どうも各町の予算審議、決算審議の中でも、この西いぶり広域連合に関しての数字に関してはなかなか要領を得ないといいますか、質疑になりません。というのは、やっぱりすごく専門的な知識が必要だったりするというので、私どものような自治体の規模ではなかなか専門の職員が置けないようなこともございまして、今回もこれに当たって担当者から話を聞いてきたのですが、なかなかそのことについて納得するような説明がなされていないのであります。そういうことを考えたときに広域連合として、担当者としてはその辺についてどのようにお考えになっているのか、お伺いしておきたいなと思います。

○議長(小田中 稔) 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) 各町の電算担当を含め、理解が一部いただけてないところがあるということでございます。

共同電算としては各町からの負担金によって事業を行っておりまして、各町側の理解を得た中で適切に事業を進める必要があるというふうに考えてございます。これまで情報提供、情報共有の中で一部正確に伝わっていないというところもあるということでございますので、今後システムの改修内容や必要な経費などについて、どのように整理をして、提供方法を含めどのように行えば理解が得られやすいのかということも、各町のほうと相談させていただきながら対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 何とかその辺の連

絡というか共有はしっかりやっていただきたいと思っております。システム改修の適正化っていうんですかね、この判断について改めて、これまでもお聞きしておりますけれども、工夫をもう少ししていただきたいなと思っております。それは他団体、うちと同じような規模ということにはなかなかならないのかもしれませんが、そういった事例もちょっと調べていただきながら、私たち議員がやっぱり住民から説明を求められたときに、ある程度説明ができるという状態にしたいなと思っております。

また、少なくとも各自治体の決算や予算の審議の中でも、各自治体の職員さんがそういったことについて理解をして、説明ができるという状態にするにはある程度簡単なというか、わかりやすい資料が必要なんだなというふうに思っていて、これは本当にそれぞれ状況によって違いますという答えではちょっと納得がいかないのであります。少なくとも、今も各自治体の理解を得てという答弁もありましたけれども、私たち各自治体に関しては負担金がこれだけかかりますからお願いしますと言われて、それは難しいですとは言えないような状況で今これは成り立っていると思っておりますから、そういったことも考えた上で、もう少し丁寧にその辺の工夫について考えていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長(小田中 稔) 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) システム改修に関しての各町への情報提供の工夫ということでございますけれども、やはり判断することになりますと比較になるのかなというふうに思われます。しかし、単独の団体で特に事業者が違うという場合の経費と、私ども共同で実施している部分での経費とでは経費のかかり方が違うということもあり、単独というところと事業者というところ、この2つの要素が異なる中での単純な比較というのは難しいものがある

というふうに考えてございます。

しかしながら、経費に妥当性を見出してよしの判断を行うためには、何らかの比較判断基準が必要であることは御指摘のとおりと考えてございます。一つの例えではございますけれども、先ほどの一つの要素である事業者というもの一つとした中で人口規模や制度改正の規模感、この辺を近づけた過去の改修経費などの実績を事業者の方に提供していただいて、それをもとに比較するということが可能かと考えてございます。この改修経費のいわゆる見える化につきましては各町とも相談させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号西いぶり広域連合げんき館ペトル条例中一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 議案第2号については、まず1点目ですが、消費税に対応した料金については理解をしたんですが、たしか個人の90分の利用制限ということ今回盛り込んだというふうに聞いております。この利用に関しては実際どういう考え方の中で制限を加えることになったのか。また、ほかの利用者がいないときの継続利用についてはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 継続利用につきましては、このたび追加します利用を制限できるという規定につきまして、混雑時にできるだけ多くの方が施設を利用できるようにということが

目的でございます。他の利用者がいないときには継続的に利用いただいて構わないという形で考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) あと、もう一点は商業利用での割り増しということが設定されました。今まで商業利用というのがあったのかどうか、またそれはほかの施設との横並びでそういうことになったのか、または不都合が何かあったのか、その辺についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 商業利用する場合の料金の割り増しということでございますけれども、これまでに商業利用を目的とした専用利用の申請はいただいてないところでございますけれども、一般利用者との負担の均等や近隣施設に同様の規定があることを考慮しまして、今回追加するというものでございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) いずれにしても10月の消費税改正を機にということで、実際の施行は来年の4月ということで聞いておりますが、ただ利用が低くなっているんですね、利用が低くなっているのだけれども、利用制限を設ける、またはその利用の割り増しを設ける、そのことは逆に考えると、これから抜本的に利用の促進をしっかりと考えて、もっともっとふやしていくんだということを考えた上で成り立っているのかどうかなのです。ですからその辺をしっかりと踏まえた中であれば理解もできるのですが、何か利用が低迷して少なくなっているのにこうして厳しくしていくということはどういうことなのかなということをおちょっと考えさせられたわけでありまして。

また、もしこういうことをもう少し考えた中

で、他の公共施設と共通で利用するというのも一つの考え方としてあるのかなと、要するに利用低迷などを解決するのにどうしたらいいんだということの中で、もしほかの施設との共用ということが可能となった場合には、当然ルールの平準化ということが必要になってきますから、そういう中ではこれから改正される部分があってもしかるべきなんです、その辺について考えているのかどうか。また、利用促進する点ではそれ以外に何か考えているのかどうか、そういうことについてお聞かせをいただいて終わりにしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) まず、周辺自治体との相互利用的な考えということでございますけれども、周辺自治体としては、例えば室蘭市は回数券、例えば伊達市とか登別市が回数券と定期券というような何度も利用できる形の料金設定としています。ペトトルについては回数券という制度がございます。いろいろ御提案の周辺自治体との相乗利用ということでございますけれども、周辺自治体との利用料金の精算方法ですとか、指定管理者、そういうことも行っているということで業者に違いがあり、課題等々ありますことから、今後検証や調査が必要になっておりますので、その辺を検討してまいりたいと思っております。また、広域連合の利用人数の拡大ということでございますけれども、体育協会等も通じていろいろ周知ということもありますし、私たちも周知、啓発に今後努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了します。

次に、議案第3号財産取得の件(戸籍・附票

管理システム)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第1号平成30年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) ないようですので、以上で認定第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第2号西いぶり広域連合げんき館ペトル条例中一部改正の件及び議案第3号財産取得の件(戸籍・附票管理システム)の3件を一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号平成30年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田中 稔) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(小田中 稔) 次は、日程第4 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子)(登壇) 令和元年第2回定例会に当たりまして、西いぶり広域連合の運営に関しまして通告に従い順次質問をさせていただきます。

第1項目め、損害賠償請求訴訟結果についてお伺いいたします。

西いぶり広域連合におかれましては、メルトタワーが性能保証事項を満たした運転をするために必要な追加の費用をめぐるプラントメーカーとの損害賠償請求訴訟は6月13日に二審判決が言い渡され、一転して、プラントメーカーには契約上の負担責任がないとして西いぶり広域連合の主張は退けられることとなりました。

平成26年に提訴して以来、約5年にわたり争ってまいりましたが、最終的には上告を断念することとなりました。重い負担だけが残ったような、脱力感さえ覚えるような大変厳しい結果となったところでございます。これだけ争ってきて、二審の判決では最終的に本件控訴は理由がない。また、追加した予備的請求も理由がないなどと上告への可能性をも否定されるような判決に、司法の非情さを今回ほど感じたことはございませんでした。

そこでお伺いいたしますが、1点目として、これまでの訴訟における裁判費用と西いぶり広域連合が負担した特例委託費の総額と市町別の内訳についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、このたびの一連の裁判につきまして総括をどのようにされておりますでしょうか。

また、昨日発行されました広報西いぶりの中で、今回の結果を受けとめ、新ごみ焼却施設の建設や運営に今回の教訓を生かし、将来に向けて住民の皆様の負担軽減を図ることが広域連合

長の責務と考えているとございましたが、これら一連の訴訟で何を教訓として学んだのか、さらには、改めてその責任の果たし方について御見解をお伺いしたいと思います。

次に、新中間処理施設の整備計画についてお伺いをいたします。

本年2月の第1回定例会での同僚議員への御答弁によりますと、今後の作業スケジュールにつきましては今年度前半でメーカーアンケートなどから事業費の算出や施設仕様の設定など、事業者選定に向けた準備作業を行い、今年度の後半から来年度にかけて、事業者の選定や契約書の作成等を行う予定とのこととございました。事業者の選定に当たりましては、3つ重要な観点があると考えます。まず1点目が炉の安定稼働、これが基本となると考えられます。2点目が安定稼働を行うための各種条件をクリアした上で事業費を圧縮すること、そして3点目が予定より早く新施設を稼働することで運営費の低減が可能となりますことから、スケジュールの前倒しを行うことではないかと考えるところでもございます。

そこでお伺いいたしますが、事業者の選定につきましては公募型プロポーザル方式や総合評価入札方式など多様な選定方式がありますが、さきに述べました観点を踏まえ、西いぶり広域連合としてどのように考えておられるのか御見解をお伺いいたします。

また、今回の訴訟経過による教訓を踏まえ、特に契約書の作成に当たりましては性能保証責任についてどのように考えていかれるのか、あわせてお伺いをいたします。

さらには、現在見込んでいる事業費についてもお示しく下さい。

2点目として、建設事業費の財源として循環型社会形成推進交付金の採択を見込んでいるようではありますが、その見通しと起債の見込み額についてもお伺いをいたします。

3点目として、基本計画でのスケジュールによりますと、現施設につきましては新施設の稼働後速やかに解体することとなっているところでもありますが、現施設の解体費用及び解体後の跡地利用の考え方について御見解をお伺いいたします。

4点目として、メルトタワーの発電による売電収入についてはこれまで平成15年～平成30年の15年間の長きにわたり売電収入があったところとございますが、これまでの売電収入の総額とその用途についてお伺いをいたします。

最後に、共同電算事業についてお伺いいたします。

外国人労働者の受け入れを拡大するため、改正出入国管理法がことし4月に施行され、今後、当広域連合管内の事業者においても外国人労働者の受け入れがふえるものと予想されているところでもございます。それに伴い、生活者としての外国人に対し、必要となる行政サービスや災害時における情報提供、さらには外国人観光客に対する御案内など、英語だけではなく多言語によるコミュニケーションは日々その重要性を増しているものと考えます。

国では国際化時代にふさわしいICT利用環境の実現に向けた取り組みとして、公的機関への翻訳システムの導入を推進しているところであり、共同電算事業としても多言語翻訳システムの導入について検討する必要があるのではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 損害賠償請求訴訟結果についての御質問に順次お答えいたします。

初めに、訴訟費用の総額でございますが、平成24年度の覚書無効確認訴訟からの総額で申し上げますと約1,635万円でございます。市町別では、室蘭市が約1,038万円、伊達市が

約361万円、豊浦町が約52万円、壮瞥町が約52万円、洞爺湖町が約132万円でございます。

次に、特例委託費でございますが、総額で24億1,520万でございます。市町別では、室蘭市が約15億1,410万円、伊達市が約5億4,550万円、豊浦町が約7,850万円、壮瞥町が約7,970万円、洞爺湖町が約1億9,740万円でございます。

続きまして、一連の裁判の総括でございますが、この裁判は多額の補修費用などにより契約額を大きく超えるメルトタワーの運営費用について、稼働当初から費用負担をしてきたプラントメーカーが平成25年度から負担を拒否したため、契約上それ以降の費用を誰が負担すべきかを争ったものでございます。第一審判決ではプラントメーカーの性能保証責任を認めたものの、平成25年度以降のプラントメーカーによる費用負担は否定し、控訴審判決ではプラントメーカーの性能保証責任自体を認めませんでした。理屈は全く異なるものの、結論としてはいずれも自治体が負担すべきという裁判所の判断であり、広域連合の主張が認められなかったことは極めて残念な結果であったと考えております。

次に、一連の裁判での教訓でございますが、施設運営を民間企業に全面的に委託することで自治体側に施設運営のノウハウがなくなり、知識や経験がプラントメーカー側に偏ることや、住民生活に直結するごみ処理施設の稼働をとめることは難しいことから、適切な施設運営を監視するための仕組みをつくることや、原則として運営費が契約を逸脱した場合は受注者側が上限なく請け負うことを法的責任として明確にすることが重要と考えてございます。

次の責任の果たし方につきましては、後ほど連合長からお答え申し上げます。

次に、新中間処理施設の整備計画についての

御質問に順次お答えいたします。

初めに、事業者の選定方法につきましては提案内容の評価と価格の評価をバランスよく組み合わせることができること、またプロポーザル方式と比較しますと、落札後、比較的短時間で契約を締結することが可能なことから総合評価方式を軸として、今後予定しております事業者選定委員会の中で決定してまいりたいと考えてございます。

次に、訴訟の教訓を踏まえた契約書作成の考え方ですが、裁判所は入札当初の見込みより保守管理費用が大幅に増加したことは認めながら、契約の性能保証事項には保守管理費用の限度額が条件設定されていないこととして、性能保証事項は満たされていると判断しております。これを踏まえ、新施設の契約においては性能保証責任に保守管理費等の費用を条件づけることや、施設の運転状況や財務状況のモニタリングを強化し、契約からの逸脱について不可抗力や発注者の責任による場合を除き、受注者が責任を負うことを明確にする必要があるものと考えております。

次に、事業費につきましては、昨年度基本計画におけるメーカーアンケートでは複数社の回答により金額の幅がございしますが、最小値で約192億円、最大値で250億円となっております。現在、基本計画からの炉の規模の縮減を反映し、仕様の精度を高めたメーカーアンケートを実施中でございますことから、精査した事業費につきましては今後改めて算出するということになります。

次に、循環型社会形成推進交付金の見直しと見込み額についてでございますが、循環型社会形成推進交付金を活用するためには循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境省の承認を得ることが必要でございます。本連合では、平成29年度に交付金事業の実施計画としまして平成30年度～令和6年度の新施設建設にかかわ

る事業について記載しました地域計画を策定し、平成30年3月29日付で環境省から承認を得たところでございます。

また、起債につきましては交付対象事業費のうち、交付金を除いた額の約9割が起債対象となりまして、交付対象外事業費につきましては75%が起債対象となるところでございます。起債の見込み額につきましては、事業費算定の作業がこれからとなっておりますことから見込み額は確定しておりませんが、昨年度基本計画の中で実施したメーカーアンケートの回答をもとに算出しますと、起債の平均額は134億円程度となっております。

次に、現施設の解体費と解体後の跡地利用についてでございますが、解体費用につきましては現時点では試算は行っておりませんが、同規模施設の他都市の事例では5億円～8億円程度の解体費用となっており、解体にかかわる循環型社会形成推進交付金の交付要件としましては、解体後にごみ処理にかかわる施設を建設するというところになっております。

また、解体後につきましては、新施設の機能としまして必要なストックヤード等の建設を検討してまいりたいと考えております。

次に、売電収入の総額と使途につきましては施設稼働当初の平成15年度～平成30年度末の売電収入額につきましては総額で約1億1,567万円となっており、このうち約2,292万円につきましては、契約上のインセンティブとしまして運営会社に支払ったところでございます。残りの売電収入につきましては負担金から差し引くことで構成市町へ還元しているところでございます。

続きまして、共同電算についてでございますが、多言語翻訳システムは外国人住民や外国人観光客に対する行政サービスや観光案内、特に災害時においては母国語による正確な案内が可能となるものと考えております。また、日本語

と相手の母国語との間でも的確なコミュニケーションが図れますことから、窓口などにおける有用なコミュニケーションツールと考えられますことから、共同電算事業に参加する各市町の意向を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛) 小久保議員の御質問のうち、損害賠償請求訴訟結果のうちの責任の果たし方について……

(「砂田議員」と呼ぶ者あり)

砂田議員ですね、大変失礼いたしました。責任の果たし方については私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の事案は、そもそもプラントメーカーが当初から契約どおりの金額では性能を満たした稼働ができない施設をつくったことが問題でございまして、契約の文理解釈といたしましても、契約の終期までプラントメーカーがみずからの責任と費用で修補を行うべきであるとの考えは今も変わらないところでございまして、平成25年度以降分であるにせよ、自治体が負担するべきとの判決につきましては今なお納得をしていないところでございます。

しかしながら、これまで約5年にわたり、できる限りの主張を行い争ってまいりましたが、力及ばず裁判所に御理解いただけなかったことは残念のきわみでありますとともに、住民の皆様にはこの間の御不安、御心配をおかけし、また当初の契約よりも自治体の負担がふえましたことにもおわびを申し上げるところでございます。

今後とも住民の皆様には丁寧に御説明をし、説明責任を果たしていくとともに、ごみ処理の安定的な継続を行う中で、できる限り費用低減に努めてまいり所存であります。大変失礼いたしました。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、損害賠償請求訴訟結果についてでございますが、住民の皆様には丁寧に御説明し、説明責任を果たしていくとの御答弁でございましたが、先ほども述べましたように9月1日発行の広報西いぶりの紙面では、プラントメーカーとの訴訟結果の御報告については、先ほど伺いました裁判費用と広域連合がこれまで負担してきました特例委託費の具体的な金額、先ほど伺いました約2億3,000万円ですか、この金額には一切紙面では触れられておりません。説明責任、情報公開とおっしゃるのであれば全てをつまびらかにしていく姿勢が大切だと思っております。この特例委託費につきましては、これまでも何度も新聞報道がなされてきておまして、関心のある方々には既に承知もされております。今後は西いぶり広域連合のホームページにもプラントメーカーとの訴訟結果を載せていくべきだと思いますし、具体的な金額もしっかりとお示しすべきと考えますが、御見解を伺いたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) このたびの広報につきましては、訴訟結果に絞り御報告させていただいたところでございますが、情報公開の観点から西いぶり広域連合のホームページにも訴訟結果や特例委託費などの関連する情報を掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) ぜひ掲載をしていただきまして住民周知に努めていただきたいと思いますと思っております。

次に、新中間処理施設整備計画についてでございますが、初めに、事業者選定についてでございますが、新施設は公設民営方式のうち、D

B方式を採用する方針と伺っておりまして、この事業方式は設計から運営までを包括的に民間事業者へ委託するものとなりますが、西いぶり広域連合としてはどのようなかわりをしていかれるのでしょうか、その基本的な考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 新施設整備事業での本連合の役割につきましては、現施設と同様に行う業務といたしましては、事業者との設計にかかわる協議や建設時の工事管理者とともに行う段階ごとの施工の検査等がございます。

また、これまでにない業務といたしましては、現施設への教訓を生かして、設計から建設、運営までの業務の監視、いわゆる専門的な知識からのモニタリングというものを考えております。契約内容からの逸脱がなく事業を進めていけるよう、このモニタリング業務については廃棄物処理にかかわる民間事業者への委託を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) わかりました。次に、新施設の建設に当たりまして、事業規模の専門性の高さから、大手プラントメーカーや大手建設業者が主体となることは理解いたしますが、大規模な事業となりますことから、地元企業が参加できることが地域経済にとっては大変重要なことと考えております。

そこで、新施設建設に当たりまして地元企業の参加、活用について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 新施設建設での地元企業の参加や活用については、事業規模や焼却炉という専門性の高さから、基本的には大手プラントメーカーや大手建設業者が主体となっているところでございます。しかしながら、地域

経済への貢献という観点からは地元企業が建設に携わることが大変重要であると認識してございますので、できるだけ多くの地元企業が建設に参画できるよう要求水準書等に考え方を盛り込むなどの検討を今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) ぜひ地域経済の活性化のために非常に大きな公共事業でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、現施設の運営事業者である西胆振環境株式会社は現施設の稼働終了により、運転保守管理業務の役目を終えるわけですが、そこで働く方々の継続的な雇用の考え方についてお伺いしたいと思います。

また、新施設の運営業務に関しましては新たな特別目的会社が設立されると思いますが、この新施設の規模が現施設より縮小いたしますと雇用される人数も少なくなるのではと考えますが、この新会社の概要について現時点でどのように考えていらっしゃるのか、あわせて御見解をお伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 現施設の運営事業者職員の継続雇用などにつきましては、これまでも運営会社と協議を行う中で、社員の方々の不安解消のため、また技術力の伝承のため、運営契約期間終了後の継続雇用を新会社に求めることをお伝えしてきており、新施設の運営事業者に対して、雇用を希望する方の継続雇用については要求水準書等に考え方を盛り込むなどの検討をまいりたいと考えてございます。

また、施設規模が縮小されることによる雇用人数の動向につきましては、昨年度実施しましたメーカーアンケートの回答では、全体の雇用人数としてはほぼ同程度になるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) わかりました。ほぼ同程度ということで継続的な雇用が図られますよう御尽力いただきたいと思います。

次に、新施設の契約におきましては、先ほどの御答弁によりますと、性能保証責任に保守管理費用を条件づけることや、施設の運転状況や財務状況のモニタリングを強化し、契約からの逸脱について不可抗力や発注者の責任による場合を除き、受注者が責任を負うことを明確にする必要があるものと考えているとの御答弁でございましたけれども、本当に今回の苦い経験から、契約書の内容につきましては細心の注意を払いつつ、どこから見ても不備のない内容としなければならないと思います。この契約書の作成は、特にこのたびの裁判でお世話になりました弁護士の方々によく見ていただくなど、専門家の知見、アドバイスが必要であろうかと思いますが、具体的にどのように進めていかれるのか御見解をお伺いいたします。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 契約書作成の進め方につきましては、現施設の契約時は自治体におけるDBO方式での事業実施が初期段階であったため、知見やノウハウの蓄積が不十分な面があり、今回のような状況への対応が想定できていない面がございました。今回の新施設整備に当たっては、現施設のときと比較しますとDBO方式にかかわる知見やノウハウが十分に蓄積されておりますことから、それらを持ち合わせている弁護士等、専門家の支援をいただきながら、契約内容の精査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、新施設の検討をこれからも進めていく中で、ごみ量の削減も考えていく必要があると考えております。今後ますます高齢化が進みますと、介護施設ですとか、病院から大人用の紙おむつの排出量が大変ふえていくことが予想されておりまして、将来的にはごみ処理量の1割程度を占めていくものと考えられております。この紙おむつのリサイクルを研究している企業や道内でも紙おむつを分別収集している自治体がありますことから、西いぶり広域連合でも紙おむつのリサイクルを検討する必要があると思っておりますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 紙おむつのリサイクルにつきましては、近年紙おむつメーカーによる資源化の実証実験が行われたことなどを聞いておりますけれども、コストや効果の検証がまだ十分ではないと考えております。今後のさらなる高齢化社会の進展によりまして、ごみ処理量全体に占める紙おむつの割合が増加していくと予想されておりまして、将来の課題となってくることも考えられますことから、他都市の取り組みやリサイクルの考え方について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 絶対に将来大きな課題となることが想定されておりますので、しっかりと検討していただきたいと思っております。

次に、循環型社会形成推進交付金の見直しについてお伺いいたしますが、建設事業費の財源として見込んでおります循環型社会形成推進交付金について再度お伺いいたしますが、道内の処理施設の建設が同じ時期に集中しているため、交付金が満額いただけないのではという危惧があると伺っております。採択についてはどのように見直しをされておられますでしょうか、

御見解を伺います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 新施設の建設事業費の財源として見込んでおります循環型社会形成推進交付金につきましては、今までの実績では当初予算では満額となっていない場合でも補正予算で満額が確保されることが通例となっていることと承知しております。これまでも国に対し、期成会の要望活動等により予算確保の要請を行ってきたところでございますが、今後も必要な予算が確保されるよう、引き続き構成市町や全国都市清掃会議等の関係機関と連携しまして、関係省庁に対して強く要望していくとともに、交付金の優位性を高めるためのスケジュールの前倒しについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) スケジュールの前倒しについても検討していきたいとのことですが、本当に構成市町といたしましても満額でいただけるかどうか、それぞれの市町の財政運営にも直結することですので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、現施設の解体と跡地利用についてありますが、解体した場所にはストックヤードなどの建設を検討されているとの先ほどの御答弁でございましたが、解体跡地全体としてはかなり広い面積があるかと思いますが、ストックヤード等以外にこれらの敷地全体についてはどのように活用されていかれるのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 解体跡地の活用につきましては新施設が公園用地に建設予定となっているため、敷地内に公園用地の確保が必要となっておりますことから、広場や公園といった用途での活用が考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 解体跡地全体としては公園や広場といった活用が考えられるとの御答弁でしたけれども、より市民の方々に活用されるためには、親しみやすさの面から愛称なども大切になるのではないかと思います。現施設につきましてはメルトタワー21の愛称で長年親しまれているところでございますが、素朴な疑問としてこの愛称は新施設へ踏襲されていくのでしょうか、その辺の考え方について伺っておきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 現在の中間処理施設につきましては住民の皆様からの公募によりまして、メルトタワー21という愛称となっているところでございますが、メルトという言葉は現施設の炉の方式であるガス化熔融炉の熔融という意味がございまして、21は21世紀や施設規模でございます210トンという意味でございます。新施設につきましては事業者選定後、愛称のあり方について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 私も今まではメルトタワー21の21は、21世紀ということから21になったのだなというふうに思っていましたけれども、施設規模の210トンから21になったというのは今初めて知ったところでもございます。現在検討しております施設規模は、この間の御報告によりまして149トンということでございますので、どういうふうになるのかわかりませんが、いずれにいたしましても苦しい思いをした施設でもございますので、ぜひ愛称も新しいものに変えて新しい出発ができればいいかなとは思っております。

次に、売電収入の総額と用途について伺い

いたしますが、先ほどの御答弁で了解いたしました。電力政策の変化に伴う今後の見通しについてどのように考えていらっしゃるのか、その辺の考え方について伺っておきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 電力政策の変化に伴う今後の売電の見通しにつきましては、現施設は再生可能エネルギーにより発電された電気を国が決めた価格で電力会社が買い取るFIT制度により固定価格での買い取り契約となっております。契約期限は令和5年11月までとなっております。それ以降につきましては同じ設備では再度認定をとることはできなくなるため、新たに北海道電力や他の小売電気事業者等と契約いたしまして、売電を行っていく見通しとしております。少しでも高く買い取っていただける方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) わかりました。話はちょっと戻りますが、この売電収入は先ほどお伺いいたしましたら、15年間で総額で約1億1,567万円、そのうち運営会社に約2,292万円を払って、実質9,275万円ほどの収入があったものと思われまして、それを各構成市町に還元しているとのことでしたが、私は先ほど、このたびの裁判における裁判費用と特例委託費についてお伺いいたしました。合計で約24億3,100万円もの巨額な支出があったわけであり、本来なら支払わなくてもよいお金をごみ処理施設の構成市町がそれぞれに負担してきたという経緯があったわけでございます。そういう意味におきまして、この売電収入の各市町への還元金約9,275万円は少しはこれまで負担してきた金額の足しになっているものとは思われませんが、売電収入の用途につきましてはこれまで余り議会で論議されずに

きており、何となく暗黙のうちに構成市町へ還元していたという印象でございます。

先ほど、連合長も責任の果たし方というところでは、住民の皆様にはこの間、御不安や御心配をおかけして、自治体の負担がふえましたことについてもおわびしたいとの御答弁をいただきましたけれども、私はこれまで各市町に還元していたこの売電収入を住民の皆様のために使うことが、血税を負担していただきました住民の皆様へのせめてもの償いになるのではないかと考えます。

例えば、5年前私が広域連合の議員でありましたときに御提案させていただきました奨学金制度のための基金に売電収入を充当したり、あるいはごみステーションにおけるごみ箱は各市町それぞれの形で置かれておりますけれども、景観やデザイン性に配慮して、カラスや猫の侵入を防ぐアルミ製の西胆振ならではの統一性のあるごみ箱をつくり、その費用の一部を負担する制度をつくったり、この売電収入が西胆振の住民の皆様への福祉の向上につながるような政策を考えて使うべきではないかとそのように思います。そういった政策を立案することが、血税を負担していただきました住民の方々への誠意にもつながることと考えますが、御見解を伺っておきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) 売電収入の今後の活用の考え方でございますけれども、今の現施設におきましては、先ほどもお答え申し上げましたように売電収入約9,300万円ほどですか、これは各構成市町の負担金の軽減に使わせていただいているというところでありまして、新しい施設におきましてでもできれば発電設備、今よりも大きなものをつけて売電収入についてもふやしていきたいということで考えておまして、それらを各町の負担軽減ということでも考えているところでありまして、また各町のお

金の使途、使い方というところは各町の財政運営の考え方もございますし、また各町の政策の優先度といったところもございまして、今後はまず新しい施設がどの程度の売電収入になるのか、その辺の精査を進めながら、また各構成市町のそういう使い道の考え方、これも十分お聞きをしながら判断をしてみたいということと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 新施設では売電量もふえるということでございますので、しっかりと検討していただきたいと思っております。

最後に、共同電算事業についてお伺いいたしますが、先ほどの御答弁では、多言語翻訳システムにつきましては各市町の意向も聞いた中で検討していくということでございましたが、検討に際しまして何か課題となるようなことはあるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 翻訳システム自体はインターネット上にある、いわゆるクラウドシステムということでございますので、共同電算としての技術的な課題は现阶段では考えにくいですが、制度名や施設名称などの翻訳精度についても十分検討が必要と考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 砂田 尚子議員

○8番(砂田 尚子) 了解いたしました。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長(小田中 稔) 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝)(登壇) 私はさきの通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2つでございます。

訴訟結果について、第1番目でございまして、今ほど室蘭市選出の同僚議員からやりとりがご

ございました。かぶらないようにちょっと質疑をさせていただきたいと思っておりますが、6月13日の判決で、平成30年、昨年の12月の東京地方裁判所における一審判決に対する控訴を棄却するとの結果となりました。改めて、この結果に対する広域連合としての総括と結果に対する責任をどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。また、住民に対する説明についてどう考えているのか、お伺いをいたします。

特に、私は平成25年に初めて広域議会に来まして、当時覚書に関する問題がこの議会の中でさまざま議論がなされました。そのことから今振り返っても、非常に今回の結果は残念だというふうにも思っております、残念なんですけれども、しかしこの議会というこの広域連合でその当事者が今いるのかということに関してはいないわけでありまして、そういうところでどう責任がとれるのか、非常に甚だ難しい問題だなというふうにも感じているところでございます。今ほど住民負担の軽減ですとか、丁寧な説明ですとか、そういう御答弁ございましたけれども、改めて本当にその責任というのはどうとる考えが適切なのか、そのことをちょっと議論をして考え方を確認していきたいなというふうにも思っておりますので、よろしく申し上げます。

2点目は、新中間処理施設におけるランニングコストについてであります。

これも今ほど同僚議員からのやりとりでわかったところもございまして、これも先日の総務常任委員会で、いわゆる基本計画が示された後、ごみ減量化による処理能力の引き下げで基本計画よりも建設費を下げるのが可能だというような報告がありました。ありましたけれども、あわせて光熱費などの需用費を下げることはできるのかという質問に対しては、委員会の中では余り変わらないというような答弁もございました。改めてこれをどう考えているのか、またその余剰エネルギーの再利用をコスト

削減につなげるなどの方策は検討できないかをお伺いをして、まず1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小田中 稔) 答弁を求めます。

青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛) 小久保議員の質問の訴訟結果について、まず私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

控訴審判決は、契約の解釈からは納得のいくものではございません。これまでの裁判の過程におきまして適切な手続を踏んだ上での訴訟に臨み、できる限り主張すべきことを主張してまいったところでありまして、契約書の解釈やこれまでの費用負担を総合的に勘案していただきました裁判所の判断であると思っております。廃棄物処理の事務自体は適切に行われておりまして、訴訟も適切な手続を踏んで進めてきたものでございますが、力及ばず当広域連合の主張が認められなかったことは私どもとしてもまことに残念でございます。副連合長等とも御相談をさせていただいておりますけれども、住民への丁寧な説明に努め、今後の住民負担の軽減を図ることでしっかりと責任を果たしてまいりたいと考えてございます。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 新中間施設におけるランニングコストについて御説明申し上げます。

光熱費等の需用費の削減につきましては施設規模の縮小により、ランニングコストで大きな割合を占める点検補修費や人件費の削減はほとんど見込めないところでございますが、ごみの減量化により、処理に係る燃料費や光熱費などにつきましては、ごみの処理量の減少に応じた削減は見込めるものと考えております。

また、コスト削減の方策につきましては入札公告における仕様等を策定する中で、LED照明等の省エネルギー機器やプラントにおいても高効率機器の採用を基本とするなど、光熱費等

の削減を積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) それでは、引き続き再質問させていただきます。

今、青山連合長から答弁をいただきましたが、私も全く納得がいくものではございません。控訴したところで、これも2月のこの議会でいわゆる責任を認めてもらったけれども、結局その損害賠償請求の部分で勝つことができなければ全く意味がないというか、勝ったことにならないのではないですかという話もさせていただいて、そんなやりとりをさせていただいたことを思い出します。

結果として、こうして控訴棄却ということの中で上告断念ということで、本当に残念至極でございまして、せめてそれこそ責任限度の10分の1、その中にそれまでの補修費というものがなぜもう少し勘案されて、その部分でのやりとりができなかったのかなとそんなふうにも思っているところでございます。

まず一つ確認でございますが、その責任のとり方、先ほど来お話がございまして住民負担の軽減を図るということがございました。ただこれは、どうとるのかなということなのであります。今ほど、同僚議員からも新しい提案もございましたけれども、実際に住民の負担軽減というのは各自治体の負担金を減らすということをおっしゃっているんだと思うのですが、本当にそれは今後新しい施設、またはこの施設の中でもできるのかなというのがまず一つ、ちょっと素朴な疑問としてあるんです。要するに言うのは簡単なんです、実際にそれは可能なのかどうか、いかがでしょうか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 先ほどの今後の売電等による負担軽減と今後の施設ということでご

ざいます。

先ほどもお答え申し上げたとおりでございますけれども、今後の施設につきましては今より大きな発電機をつけて売電量をふやすということになります。これまでの施設は1,980キロワットということの上限はございましたが、少ない250キロワット程度ということの売電量でございましたので、それを最大限1,980キロワットまで売電できるような仕組みを考えていったりしながら、費用負担軽減を図っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 売電の部分で少しそういう規模を拡大することで可能にはなるのですが、ただ実態としてはやっぱり発生主義的に軽減していくということはなかなか難しく、どれだけこれを住民が広報を見たり、また説明会で話を聞いたとして、理解をされるのかなということはちょっと一つどうなのかなというふうに感じておりました。

また、事務の執行に関してはこれまで行ってきたことが何か不作為があったのかなということに関しては、これは損害賠償請求訴訟以降、私もずっと議員でありませんでしたけれども、ずっと説明を聞いてる中ではそういうことはなくて、事務の執行自体は適切だったというふうに理解はしているんですけども、ただ、今回のように自治体の負担をふやすことになったということが議会もそうですし、住民に対して説明してもなかなか理解をされないのではないかなど。その辺について、単に今回のように丁寧な説明をということでおっしゃっても、根本的になかなかこれは理解が進まないのではないかなというふうにちょっと心配をしているところなんです。ですからそういう点で、自治体負担に関して、改めて何が原因であったのかということをお伺いしておきたいと思いますが、いかが

ですか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 根本的にはプラントメーカーの応札に実績を伴った根拠がなかったこと、この施設がDBOのはしりであったため、契約自体もひな形のない状態であったことが合わさって、一般的な建設請負契約をひな形とした、契約での想定を超える運営費超過の状態に対応できなかったものでございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) DBOに関しても、一文載っているわけでありませけれども、また基本計画にも、たしか新しい施設の計画にもございました。DBOがまだはしりだったということ、これは言いわけとして通るのかなということもちょっと考えたりいたします。新しい方式によってできるだけ住民負担を少なくする、要するに各自自治体の負担を最小にしていくんだという考え方は最初のスタートの部分ではいいわけですが、こうして終わってみて、今度の新中間施設に向けては先ほど来御説明があったように、同じことの轍を踏まないようにということで、制度をしっかりとするんだということがございましたけれども、ただその今訴訟結果が出た、はっきり言って負けた裁判に対して説明をする、そのDBOに関する部分に関してはこれちょっと住民からは納得されないし、私も各議会に対して説明をする、各議員に対してもなかなかそれは理解されないのではないかなというふうに思っております。ですから、そのことがどうやったら本当に理解させることができるのかというところが、ちょっと私は今回の責任のとり方にもつながるのではないかなというふうに思っていて、そのことをもう少し行政というか連合長、副連合長の中でしっかりと議論をしていただきたいなというふうに考えているのです。

それで、ちょっと責任のとり方として一つの案ですけれども、例えば連合長の報酬の減額を行うということ、一つの考え方でありませ。よく自治体が何か不作為があれば、それに対して市長さんが減額を行うみたいなことはよくある話でございませ、それをもって、それこそ特例委託費24億円がチャラになるわけでは全然ないのですが、ただ住民に対しての一つのアクションとしてそういうのも一つの案でありませけれども、それについてはどうお考えでございませか。

○議長(小田中 稔) 青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛) 先ほど来、責任の関係でお尋ねをいただいておりますけれども、各構成自治体の9月号の広報に先ほど来お話をさせていただいておりますとおあり、広報紙を折り込む中で住民周知を現在図らせていただいております。これから各構成議会においても議会開会があらうかと思ひませ。そういった中でもしっかりと説明を果たしていく中で、議会論議なんかを踏まえた中で副連合長等とも相談をさせていただく中で、責任の果たし方について判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 多分話をしても報酬に関しては多分結論が出ないと思ひませし、これはみんな多分御存じかと思ひませが、連合長、副連合長もこれに対して、広域連合から報酬は出ていません。ですから、報酬が出ていませ中で報酬の減額にはならないわけでありませ、費用弁償は多少出ているにしても、いずれにしても責任のとり方としては適正ではないわけでありませ。そうすると、私たち広域連合はいわゆるこの決定をした当時の行政、連合長、副連合長を初めとした行政が決めた、また議会が決めたことに対する責任というのは、本当にとれるのかということなのでありませ。私はこ

れははっきり言ってとれないのではないかというふうにちょっと思っていて、とれないだけでも精いっぱいのことをするというのが今回のこうした広報に帰結しているのかなと、そんなふうに思っているところです。ですから、支払えないのに、支払っても意味がないのに、要するに報酬の減額なんてことも要求もできないわけでありましてけれども、ただそれを私たちはこの際こうしたことが起こるのであれば、起こり得るのであれば、しっかりと考えてどう対処するかということを真剣に考えなければならないのではないかというふうに思っているところでもあります。

これについては、一つの案としては検証委員会というんですかね、有識者を交えた一連の検証委員会というものが、この際必要ではないかというのが私の提案であります。というのは、要するに今の行政側、連合長を含めた行政側もその当時のことがわからないわけでありまして。ずっと行政は継続しているとはいえ、今、青山連合長がとれる責任というのはもうないのであります。説明責任はあるかもしれない、ただその程度なのです。それで住民が納得するのかといたら私はしなないと思っています。だとしたら、私は第三者による有識者の検証委員会を設けて、何が悪かったのか、もう私たち議会は、議員はこれまでの経緯の中ではある程度押さえています、理解をしているつもりです。ここで、それをつまびらかにしませんが、しかしそのことは住民にもしっかりと客観的な視点で報告し、どうであったのか、こういうことはもう二度と繰り返さないようにするようしっかりとした報告書が必要なのではないか、そんなふうに私は思うので、この検証委員会の設置をぜひお願いをして、検討いただいて、その器の中でしっかりと結果を出していただく、結果を出した中で、それを住民に伝えて、それをもって責任の所在を理解していただくということかなという

ふうに私は思っておりますので、そのことについて今すぐわかりましたとは言えないかもしれないけれども、私はこれしかちょっと方法がないのではないかなとそんなふうに思っています。逆に、先ほど来から出ている住民負担の軽減ということは言えば言うほど、何かおかしさを感じるのです。要するに、新中間施設に関してはいいんです。新中間施設に対しては、もう二度と同じ轍を踏まないというのはいいのですが、でもこの新しい施設ができるまでの間、どんどんどんどん負担は上がっていくんです、どう考えても。そのたびに、住民に説明していくんですか、多分できないですね。各議会もそのことについて、苦汁と言いながら手を挙げて可決していかなければならないわけでしょう。

とにかくとめるわけにはいかないわけですから、そのことは当然としてあるということ考えたときに、住民負担の軽減なんてことは簡単に言えるものではないんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますので、せめて検証委員会を行って、誰がということではなくて、どうしてこういうことが起きたのか、今後どうやったらこういうことは回避できるのかということ、ぜひ将来に向けて提言をしていただきたい、そんなふうに思っておりますので、その検証委員会についての設置の御見解を聞いて、この点については終わりにしたいと思いますが、いかがですか。

○議長(小田中 稔) 青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛) 検証委員会といったような設置の考えについてであります。

質問の御趣旨については十分理解をさせていただいたところでございます。再発防止といたしましうか、同じ轍を踏まないように、今この新施設に向けた検討をしている最中でございますので、これまでの今回の訴訟、一連の経過についてしっかりと振り返り、また次にどうつなげていくかということは重要だというふうに考

えてございますので、御提案の趣旨について連合内で検討を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) 今ほど前向きな御答弁をいただきました。本当に改めて私たちは広域連合という中で、最小の費用の目的のためにみんなで集まって考えていくことをシステムとしているわけでありまして、その最小の費用がそうならず、こうして委託費が増額していくような状況は本当にとても納得がいかないわけでありまして。ただ当初のスタートがスタートだったんだというふうに私はいろんな情報からそのまま感じておりますけれども、ただそのことをもとに総括を今この時点でするのではなくて、今申し上げたような検証委員会の中で、しっかりと書類を出していただいた中で、私たちは考えたいなど、そんなふうに思っておりますから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

2点目は、新中間処理施設の関係でございます。

ランニングコストということの考え方の中で今ほど御答弁もいただきました。いわゆる固定費になる点検補修費や人件費の削減はなかなか見込めないというところでございますけれども、いわゆる変動費になっている部分の燃料費や光熱費という点についてはごみ量の減量化で図られるということで御答弁がありました。それで、ちょっと1点確認でございますけれども、ごみ処理量はこれからどんどん減っていくことが予想されている、また人口減少社会でありますから当然それは加味されていくわけでありまして。そうしますと、考えていなくてもコストは減っていくというふうに考えるわけでありまして。そのことは今おっしゃったようなとおりなのですが、そのことは、結果的には負担額にも当然として反映されていくということの理解

でよろしいのでしょうか。要するに、先ほどの売電による負担金の減額以上に、いわゆるごみが減っているんだから、またその光熱費が少なくなっているんだから負担額がどんどん減っていくという理解でよろしいのでしょうか、いかがですか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 運営費の負担額というところでございますけれども、固定費についてはその契約時の契約期間ということで変わりがございませんけれども、今の施設でも変動費というところでございますけれども、これはごみ量に応じて変わっていくというところでございますので、ごみ量が低減されると運営費の削減という形になりますので、その分の負担費用は減っていくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) そうすると、ごみ量が減れば各自治体の負担は減っていくということで理解をいたしました。

ただ、DBO方式に関してなんですが、要するにDBO方式によるコスト削減というのがどの程度できるのかというところがちょっと一つ質問になるわけでありまして。今の変動の部分に関しては、今お答えいただいたように単年度ごとに負担金が出る、上がるみたいなことはあるんでしょうけれども、DBOは最初の時点で固定費の部分で一括で契約がなされていく。そうすると、当然としてそれはずっと同じ金額で、最初に想定をした金額でいきますから、その部分でのいわゆるランニングコスト削減というのはなかなか難しいということの意味なんだろうなというふうに理解しているんですが、それはそういうことになるんでしょうか、契約後のランニングコストの削減というのは、変動以外の固定の部分も含めてということになりますが、それについてはどのようになっているんでしょ

うか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 途中の運転費用の削減というところがございますけれども、人件費とか点検補修費の固定費につきましては削減というのは難しいのかなと考えております。変動費につきましてはいろいろ運転する会社の運転方法の工夫ですとか、企業努力が多少反映するところもあると考えておりますので、当初の見込みよりも金額を抑えることが可能と考えております。差額については運転事業者の収入になるのではないかなと想定しております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) もう一点はDBO方式のインセンティブという考え方についてであります。

光熱費を縮減するという企業努力が報われるのか、報われないのかということになってくるわけでありまして、ある面、変動以外の部分では固定費を削減するというのが、請け負った側に関してはそれがインセンティブとして働くのか、働かないのかという点についての考え方はどうあるのか、企業努力というものがその中には反映されるのか、それについてはこの制度的にはどうなのでしょう。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) インセンティブにつきましての御質問でございますけれども、今の現施設でも売電収入が一定の基準を超えた場合、インセンティブとしまして運営事業者の収入になるというような仕組みがございます。新施設におきましても現建設の考え方を基本としながらも、運営事業者が企業努力に取り組みやすいような仕組みについて検討していきたいと考えております。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) その部分は事業所

側の努力ということで、各自治体側には関係ないというか、影響がない話かもしれませんが、ただせっかく事業を行っている以上、固定されている費用の中でやることというのは、仕事と同じとはいえ、十分に各個人の能力を発揮することや企業の努力ということがなかなか難しいのではないかなというふうにちょっと感じています。DBOに関しては、費用については自治体が負担するというか、責任を負う中で、事業者には余りリスクはないという設定ですから手を挙げやすいという利点があって、それはそれで前回の轍を踏まない中で、今回新しい事業者さんが何とか費用を最小にしていく中で、その提案をしてくださればいいなというふうに思っているんですが、実際にはそれはとってみて、その事業者さんが本当に10年、20年、30年という長いスパンの中でしっかりと意欲を持って仕事をしてくださるのかというのも一つ問題だなというふうに思っています。

正直なところ、先ほどの変動の部分に関しての光熱費は下げてもらいたいと思いつつも、人件費なんかは余り削減するようなことを言えば、ある面どんどんどんどん人減らしが起きてくるとか、または働いている人の意欲をそいでしまうとか、そういうことにもつながってしまうのではないかとちょっと心配をしているんです。伊達市でも、私は指定管理者制度の問題点などで質疑をさせていただいておまして、1年間や5年間とかで固定の経費が決まってしまうと、そんな中で事業者がどう考えるかという人件費を下げようとするんです。一人一人の人件費を下げていく、場合によっては切っていくというようなことが起こり得るんだということがわかりました。私たちの広域のごみ処理施設も費用はあんまり負担を負いたくないのですけれども、しかし働いている方々が各市の住民であるというふうに考えたときには、そういった点も踏まえて、しっかりと考えな

ればならないかなということをちょっと考えさせられてるわけです。

先ほど同僚議員のお話の中でも、今の西胆振環境の雇用というものは継続するのかなという点は一定のお答えがございましたので、その点は保障されるというふうに理解をいたしましたけれども、しかしそのこととあわせて、雇用される人たちの補償というんですか、雇用というものはしっかりと保障されるのかなという点はDBO契約の中でもある程度話し合う余地があるのかどうか、そのことは受け手の側の都合でこちら側としてはもう言う余地がないのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 今の施設で雇用されて、次の施設でどういう形になるかということでございますけれども、今、大体40名程度雇用されていて、先ほど申し上げたように次の施設でもできる限り雇用してもらいたいということは申し上げていきたいなと思っております。次の施設の中でもできるだけ、おっしゃったように途中で利益を追求する余り人が減らされるということがないような形の仕組みをつくりたいと考えておりますけれども、これからいろいろ決まったメーカーさんともお話しする中で、そういうこともお話ししていかなければだめですし、仕様書のほうにもそういうことを明記できるのかどうか、その辺は調査してまいりたいと考えております。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) わかりました。その辺もしっかりと調べていただいて、とにかく働く人の不利益にならないようにしていただきたいということが1つ。

もう一点は、これから私たちが考えなければいけないのは人材不足ということの中で、その対応はどうあるべきかということがございます。当然、これはAIとかRPAとか、さまざま

ろんな手法が出てくるでしょうし、令和7年から考えたら、それから20年、30年たったら当然ロボット化というのは当然の流れなのかなというふうに思っております。そうしますと、今申し上げた雇用に関してもある面二極化していく可能性があるなと思っていて、1つは今言ったようにロボット化によって人件費を機械にかえていくということになるのかなと、もう一つはできるだけ単純化した中で、専門職ではなくて高齢者の活用なんかも含めた中での雇用にしていくかということが1つあるのかなというふうに思っております。

もちろん、その従来型の専門職で現業を担っていくというのも一つの考え方でありませうけれども、現状でもたしか49.4歳の平均年齢の中で、約10年の雇用ということで、今続けていただいております、この後その方々が残っても、あとそんなに長くはないわけでありまして、途中で新中間施設が稼働いたしますので、そこでのDBO契約というものがどうあるべきかというのは、よくよく考えて設計をしないとかなかなちょっと想定ができないのかなというふうに考えています。ですから、ある面高齢者の活用という点で新しいその道が開かれるのであれば、それはそれで一つの考え方でありませうから、それも一つ行政としては考えるべきかもしれませう。ただ、早目にいわゆるAIということが必須だというふうに考えるのであれば、そちらも並行して考えて取り組みを進めておかないと遅くなってしまわないかなと、そんなふうにもちょっと心配しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 施設におけるロボット化、AIの導入ということでございます。報道等によりますと、一部のプラントメーカーではAIの導入ということによってランニングコ

ストの低減に取り組んでいる研究事例もございますけれども、しかしながら、まだ研究段階ということがございます。また、この技術を持つのはまだ一部のプラントメーカーということに限られてございますので、選定された事業者の提案でそういうAIの活用とかがあった場合には費用や効果を検証しながら、活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) 小久保 重孝議員

○14番(小久保 重孝) わかりました。ぜひいろんなことが始まる前なので申し上げているのです。始まってしまってからでは何も私たちができないということは、今の施設でもわかったことでございまして、ぜひそのことがまた同じように行われぬように願っているところです。

最後に、トータルコストでの検討について伺いして終わりにしたいと思います。

今ほど、AIのお話もさせていただきましたし、ランニングコストに関しての部分もちょっと御答弁いただきました。できるところとできないところがあるんですが、ちょっと心配をしておりますのは、先日の基本計画から約5.5億円の削減ができるという、ごみ量の減量化に伴ってできるということのお話がありました。それはよいことだと思っているのですが、最初に私たちが考えなければならないのはトータルで、30年なら30年のトータルの中で全体のランニング費用を考えて、初期投資少しぐらい上がってもランニングのほうが大事でありますから、そのことについて思いをはせて、しっかりとしたものをつくるということが必要なのではないかなというふうに思っていて、最初の部分で余りかからないんだけど、実は始まったら相当かかるということ。まさか、今回のようなことにはならないと思うんですが、とは言ってもそういうことが起こってはいけないと思

っていますので、よくよくその点についてはトータルコストでの検討というものをしっかりと見ていただきたいというふうに思っています。その辺について、最後お答えをいただいて終わりにしたいと思います。いかがですか。

○議長(小田中 稔) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 事業者選定に当たっての事業費の考え方ということでございますけれども、建設費と運営費ということをトータルで評価する場合、入札において別々に評価するという場合がございます。交付金を考慮したイニシャルコストの実質負担に重点を置く場合には運営費に配点を高くする場合などございますので、実質的なトータルコストを考慮することも必要と考えております。

今後、新施設の事業者選定の考え方を検討してまいるということでございますけれども、仮にイニシャルコストが高い場合であっても、運営期間中のランニングコストについて考慮したトータルコストの中で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小田中 稔) これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長(小田中 稔) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時46分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 小田中 稔

署名議員 森 太郎

署名議員 真鍋 盛男